

令和7年第12回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和7年12月24日(水) 午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 栗井 明彦
一番委員 林 新太郎
二番委員 岡田 史絵
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

4 出席事務局職員

教育部長	永野 謙吾
教育部次長兼社会教育課長	清水 篤
教育総務課長	中山 英人
学校教育課長	安部 桂司
児童生徒支援課長	平田 敬二
学校施設課長	武藤 英二
体育保健課長	三島 浩昭
人権教育推進課長	高橋 秀徳
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	赤峰 竜二
美術振興課長	野田 智佳
教育総務課参事	佐藤 靖寿
学校教育課参事補	板井 晋一
学校施設課参事補	越智 理也

5 書記

教育総務課参事補	石川 仁美	教育総務課主査	和田 宏
教育総務課主査	松下 祐介	教育総務課主任	金田 紗耶子

6 傍聴人 1名

7 議題

(1) 議案

(教議第65号) 県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について

(教議第66号) 県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について

(教議第67号) 県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について

(教議第68号) 県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について

(教議第69号) 大分市立学校施設管理規則の一部改正について

(教議第70号) 大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

- (教議第71号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について
- (教議第72号) 大分市関崎海星館条例施行規則の一部改正について
- (教議第73号) 大分市歴史資料館条例施行規則の一部改正について
- (教議第74号) 大分市美術館条例施行規則の一部改正について

(2) 報告事項

- (1) 大分市立学校体育館等使用料条例に規定する市長が別に定める学校の設定について
- (2) 城南中学校校舎等長寿命化改修工事 本体工事完了について
- (3) 令和8年大分市20歳のつどいについて
- (4) ルイス・デ・アルメイダ生誕500年記念事業について
- (5) 令和7年請願第6号 学校体育施設使用料の減免制度継続に関する請願
- (6) 令和7年請願第11号 学校体育施設における使用料の減免措置の継続に関する請願
- (7) 令和7年第4回市議会定例会における一般議案等について
- (8) 令和7年度12月補正予算について
- (9) 令和7年第4回市議会定例会における質問・答弁事項について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和7年第12回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後1時30分 開会)

本日は、傍聴者の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

本日は、廣津留委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。

本日の署名委員を一番委員、五番委員にお願いします。

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第65号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」から教議第68号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第65号から教議第68号は秘密会とします。残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、教議第69号「大分市立学校施設管理規則の一部改正につい

て」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第69号「大分市立学校施設管理規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

改正の経緯といたしましては、学校施設の使用料の還付については、大分市立学校体育館等使用料条例第4条第3項の規定に基づき実施していましたが、学校施設以外の施設については別途規則において手続に関する規定を定めていることから、学校施設についても同様に定めようとするものでございます。

説明は以上です。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第70号「大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

体育保健課長

教議第70号「大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、年度途中において学校給食用の牛乳および米飯価格が高騰したことに伴い、安定した学校給食の提供が継続できるよう、学校給食費の額を定めております、「大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則」について、所要の改正をしようとするものでございます。

関係資料の別表第1の改正案をご覧ください。

1食当たりの学校給食費の額につきまして、小学生は現行で332円としているところを、12円増の344円といたします。なお、保護者負担額は現行のまま298円といたします。中学生は現行で345円としているところを、14円増の359円といたします。なお、中学生の給食費は

無償化していますので今回改正後も保護者負担額はございません。教職員等は現行で345円としているところを、14円増の359円とし、本人負担額も359円に変更いたします。

別表第2をご覧ください。

小学生については、保護者負担額に変更がありませんので期別徴収額も変更ありません。教職員等については、本人負担額に変更がありますが、最終期の第9期で調整して請求しますので、規則上変更はございません。

以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただいた後、令和8年1月8日から施行いたしたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

五番委員

物価高騰の折に、332円を344円とわずか12円、そして345円を359円と14円。値上げしないほうがいいに決まっていますが、給食の質や量、カロリーの問題もあつたりすると思いますが、その辺は大丈夫でしょうか。

体育保健課長

今回につきましては、牛乳と米飯は値上げとさせていただきますが、それ以外のところにつきましては、カロリー等は確保されているところがございます。

教育長

それでは採決いたします。教議第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第71号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第71号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」

社会教育課長

ご説明申し上げます。

本案は、東部公民館の運営審議会委員の任期が12月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、令和7年9月31日までとなっております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第72号「大分市関崎海星館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第72号「大分市関崎海星館条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

社会教育課長

本案は、大分市公共施設使用料算定基準の策定に伴う各施設の減免基準の統一化の動きに合わせて、使用料の減免に関して一部改正しようとするものでございます。

主な改正点についてですが、減免の対象等に変更はなく、文言を全庁的に統一したものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和8年4月1日より施行するものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第73号「大分市歴史資料館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

文化財課長 教議第73号「大分市歴史資料館条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市公共施設使用料算定基準の策定に伴う各施設の減免基準の統一化の動きに合わせて、使用料の減免に関して一部改正しようとするものでございます。

主な改正点についてですが、減免の対象等に変更はなく、文言を全庁的に統一したものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和8年4月1日より施行するものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第74号「大分市美術館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

美術振興課長 教議第74号「大分市美術館条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市公共施設使用料算定基準の策定に伴う各施設の減免基準の統一化の動きに合わせて、使用料の減免に関して一部改正しようとするものでございます。

主な改正点についてですが、減免の対象等に変更はなく、文言を全庁的に統一したものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和8年4月1日より施行するものでございます。

以上でございます。

がございます。この分につきましては、フロア全体を使う場合と半分を使う場合ということで利用料金をそちらの1のとおり区分されているのですが、そもそも半面の面積しかないような学校があります。それが今ここにあります対象校の5校ということになってくるのですが、10月に使用料の改定にあたりまして、住民説明会をいたしました。その中で市民の方々のニーズとして、実際、学校で半面を使おうと思っても、使うことができないと、全面使わないとバレーボールやバスケットボールが出来ないというご意見をいただいたのを踏まえまして、こうした使用料の改正をしたところでございます。

一番委員

そういったしますと、半分の貸出はしないということでしょうか。

学校施設課長

こちらの対象校につきましては、そもそも料金を半分にしますので、それを更に半分使用しても料金は半分にはなりません。通常の体育館の全面が無いような形をイメージしてもらえればいいのかと。体育館の面積が半分なので使用料金も半分ということで考えていただければといいかと考えております。

一番委員

半分の料金で事実上、全面使えるという意味ですか。

学校施設課長

この5校については左様でございます。対象校については、体育館の面積が、上戸次小学校であれば351㎡と、通常の体育館の半分程度です。実際、バレーボールを更にその半分で出来るかということ、出来ないのですが、通常の体育館であればフロア全面と半分利用、2分の1使用というのがありますが、それを適用せずに、この5校については、すべて2分の1使用の料金で統一しようということでございます。

一番委員

わかりました。

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校施設課長

報告事項2点目「城南中学校校舎等長寿命化改修工事 本体工事完了について」ご報告申し上げます。

1番事業内容をご確認ください。

今月の12月12日をもちまして、城南中学校校舎等長寿命化改修事業の本体工事が完了いたしました。長寿命化改修事業では、躯体以外をすべて解体し、スケルトン状態としたうえで改修を行うことを基本として、諸

室レイアウトの変更による多様な学習への対応、構造体の老朽化対策や非構造部材の取り換え、設備機器・配管等の更新を行ったところでございます。また、スロープやエレベーター、バリアフリートイレの設置を行い、校舎等のバリアフリー化を長寿命化改修事業に併せて実施したところでございます。

次に2番全体スケジュールをご覧ください。本体工事完了後は、仮設校舎からの引っ越しを行い、来年1月の3学期から改修後の校舎を供用開始とする見込みでございます。これまで利用していた仮設校舎につきましては、来年1月以降解体に取り掛かる予定としてございます。

続きまして、3番契約一覧をご確認ください。各種契約について、契約事業者や契約金額をまとめた表となっております。城南中学校校舎等長寿命化改修事業全体での総額は、2,486,400,400円でございます。

最後に4番長寿命化改修後の写真をご確認ください。外観写真として、長寿命化改修後の南校舎及び北校舎の写真、また内観写真として、エレベーター、廊下、普通教室の写真を掲載しておりますのでご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

二番委員

冬休みという短い期間の中での引っ越しがかなり大変なのかと思いますが、こういうときは城南中の先生も出勤されるのですか。

学校施設課長

立ち合いということでご協力はいただきます。引っ越し作業自体は引っ越し業者と業務委託契約というのをしておりますので、重量物運搬等は専門業者が行います。

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

報告事項3点目「令和8年大分市20歳のつどいについて」ご報告申し上げます。

社会教育課長

当課で例年実施しております20歳（はたち）のつどいですが、本年度も開催いたしますので、ご報告いたします。

主催は大分市および大分市教育委員会と20歳（はたち）のつどい実行委員会でございます。

20歳という人生の節目を迎える方々に祝福と激励を贈るとともに、主体的に行動する市民としての自覚と積極的な社会参画を促すことを目的としており、

開催日時は、令和8年1月11日（日曜日）正午です。

開催場所はJ:COM ホルトホール大分および大分いこいの道北側広場となっております。

今年のテーマはNEW～未来を紡ぐ～でございます。実行委員会メンバーが話し合い、決定したものとなっており、テーマに寄せる想いはチラシに記載のとおりでございます。

対象者は令和7年度に20歳になる人で、大分市居住の人、大分市出身で市外居住の人、または大分市に通勤、通学している人であります。なお、大分市に住民票がない場合でも参加可能です。

J:COM ホルトホール大分の大ホールにてチラシ記載の流れで式典が行われ、オープニングには、大分東明高等学校吹奏楽部、その後、ヴァイオリニストであり、当委員会の委員である「廣津留すみれさん」にゲストとしてご登壇いただきます。ゲストの選定につきましては、実行委員会メンバーで話し合い、決定しております。

同会場小ホールにつきましては、記念撮影コーナーの設置や、大分市青年団協力のもとドリンクの提供などを予定しております。

いこいの道北側広場では、中学校ごとの看板を設置し、参加者が集まれる場所を提供いたします。

その他、大ホール付近に着付け直しコーナーを準備いたします。

なお、手話通訳・要約筆記の配置、付き添い者への支援等、合理的配慮に関する事項や、危険物や酒類の持ち込み禁止等を広報しております。

説明は以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項4点目「ルイス・デ・アルメイダ生誕500年記念事業について」ご報告申し上げます。

教育長

全委員

教育長

文化財課長

2025年は、戦国時代の豊後府内に、日本初の西洋式病院を設立したルイス・デ・アルメイダの生誕500年の記念すべき年にあたり、本市では県と協力し、共通のロゴを用いて大きく3つの事業を開催したところがございます。

まず、①9月6日、iichiko 音の泉ホールで公演された音楽劇を皮切りに本事業はスタートいたしました。アルメイダをテーマにした音楽劇には約400名のご来場をいただいたところです。

次に、②大分市歴史資料館で開催した特別展は、アルメイダが日本にもたらした西洋医学の意義を幅広く紹介するもので、会期中3,371名の方にご観覧いただきました。特に11月9日の無料観覧日には、ジュニアガイドの解説やコンサートも行い、大変盛況でありました。

そして、③11月23日にJ:COM ホルトホール大分において開催した記念フォーラムでは、当初の予想を遥かに上回る850名もの皆様にご来場いただきました。

当日、会場で配布した資料等を先ほど、追加資料として配布しております。

また、「佐賀関地域大規模火災」直後の開催日となりましたことから、臨時の義援金窓口を設置し、多くの皆様にご支援をいただいたところです。

この会場で実施したアンケート調査では、347件のご回答をいただきましたので、その概要についてご説明いたします。

まず、参加者の属性でございますが、60代・70代が多い傾向でございますが、大分大学医学部から約150名、その他の大学からも100名以上と、およそ250人の若い世代への周知が図れたことは今回の大きな成果と考えています。

また、ご来場者の93%は県内からでしたが、広域からの来場として、遠くはポルトガルからの来場があり、国内でも九州各県に加え、本州からも多数お越しいただきました。特に、アルメイダゆかりの地である「天草市」や「玉名市」からのまとまったご来場があったことは特筆すべき点と考えています。

フォーラムの内容への評価といたしましては、

91%のご来場者が「満足」と回答され、学術的な側面にも価値を見出す意見が多数寄せられ、高い評価を得たところでございます。Q4の「今回のフォーラムを何で知りましたか」という質問に対しては、チラシ・ポスター・市報が多く、新聞・テレビ・ラジオ・SNS等を見て来場された方も一定数おりました。また大学での公開授業や通常授業での告知も大きく集客につながったと考えています。

アンケートのQ5、「大分の歴史の魅力」についての回答は、大きく3つポイントに整理をしています。

第一に、A【発祥の地としての優位性】です。最も多くの回答が、「日本で初めて何々が始まった地」という事実に大分の歴史的魅力を感じており、特に西洋医術と西洋音楽の発祥地である点に、参加者は大きな誇りを感じているようでした。

第二に、B【人物と精神】です。アルメイダの人道愛、パイオニア精神、奉仕の精神が、現代の医療・看護にも継承され、「人を救う力」の原点となっている、と感じる来場者が多くいらっしゃいました。

第三に、C【異文化受容・国際性】です。中世の早い時期から西洋と交流し、異文化を寛容に受け入れ、融合させてきた開かれた土地柄そのものが魅力であるとの指摘もなされました。

多くの参加者から「歴史に残る事業であった」とのお褒めの言葉をいただき、「西洋医術発祥の地おおいた」の魅力再発見を目的とした本事業は、その目的を達成できたと強く感じておるところでございます。

しかしながら、この貴重な歴史的史実が県内外で十分に知られていないという反省点も指摘されており、「長崎に比べて知名度が低い」「もっと全国的にアピールすべき」といった、積極的な広報と教育を通じた後世への継承への強い要望も同時に示されたところです。

今後は、このアンケート結果で示された市民の「誇り」を原動力として、大友宗麟、ザビエル、アルメイダがもたらした「南蛮文化発祥都市おおいた」の歴史的・多面的な魅力を、本市の重要な都市ブランドとして、未来へしっかりと確立・定着させていきたいと考えています。

なお、この「記念フォーラム」の様様につきましては、12月19日（金）からは大分市公式動画チャンネル並びに大分市デジタルアーカイブにて動画を公開しておりますので、お時間のある時にぜひご覧いただきたいと思います。

文化財課からの報告は以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは、次に、報告事項5点目「令和7年請願第6号 学校体育施設使用料の減免制度継続に関する請願」についてですが、報告事項5点目から報告事項6点目「令和7年請願第11号 学校体育施設における使用料の減免措置の継続に関する請願」につきましては、関連がありますことから、説明を一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

（了承）

教育長

それでは事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

報告事項5点目及び6点目「令和7年請願第6号 学校体育施設使用料の減免制度継続に関する請願」及び「令和7年請願第11号 学校体育施設における使用料の減免措置の継続に関する請願」についてご報告申し上げます。

令和7年9月1日付で提出された請願第6号及び令和9月4日付で提出された請願第11号につきましては、令和7年第4回市議会定例会文教常任委員会におきまして、不採択と決定されましたことを報告いたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項7点目「令和7年第4回市議会定例会における一般議案等について」ご報告申し上げます。

教育委員会関係の議案としまして、「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」、「大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例の一部改正について」の合計2議案がございました。

内容につきましては、11月定例の本委員会にてご説明し、ご承認をいただいたものであり、原案どおり可決し、成立しましたことをご報告申し上げます。

なお、「損害賠償の額の決定並びに示談について」につきまして、市長専決処分による報告が1件提出されております。

概要につきましては、令和7年3月13日午後2時10分頃、大分市立判田小学校のグラウンドにおいて、同校の職員が、授業で使用したサッカーボールの片付けのためAさんとボール籠を持ち上げて運んでいたところ、誤って手を離したことにより、同ボール籠の車輪部分を同人の左足の甲に落下させ、同人を負傷させたものであり、賠償金額は、464,674円、令和7年10月16日付で市長専決処分による決定を行っております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

一番委員

Aさんというのは一般の方なのでしょうか。

学校教育課長

Aさんというのは、当時、判田小学校に通っていました6年生の児童であります。

一番委員

児童が怪我をした。それで補償を行った。保険とかはどうなっているのでしょうか。

学校教育課長

学校におきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度、いわゆるスポーツ振興センターの保険があり、本来であれば、学校管理下で発生した怪我に関する治療費等については、この制度により補償が行われます。

しかしながら、本件につきましては、当該児童の保護者から、スポーツ振興センターの保険で補償される範囲以外についても、何らかの補償ができないかのご要望がありました。具体的には、怪我をしたことにより保護者が児童を学校へ送迎する際に要した交通費や、負傷に伴う慰謝料などについて補償がないのかというご請求があったものです。

そのため、本件については、全国市長会の学校賠償責任保険を適用する形で対応することとなり、当該保険により賠償を行うこととなったという

経緯でございます。

一番委員

過去にこのような事例というのはあったのでしょうか。授業中の事故ですから、当然、保険で賄われるものですが、保険以外のものを請求されて、支払ったという事例は過去にはあるのでしょうか。

学校教育課長

私どもが今回、対応した際にはこれまではこういったケースは無かったように聞いております。稀なケースということでご説明をさせていただいております。全国市長会が適用できるかどうかというところから、始めたような次第でありますので、これまではこういった事例はございませんでした。

一番委員

今回、問題化したらお金が出たということになると、今後、そのような方が出たときに、あの方の場合はこうなったのにとか、そのようなことになればよろしいなと思うのですが、そのこのところはいかがですか。

学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。本件に対応した際にも、今後同様のケースが発生した場合、同じような請求が生じるのではないかと議論がございました。一方で、本件につきましては、学校側による初期対応の在り方についても課題があったのではないかと考えております。具体的には、事故発生後の早い段階で、負傷した児童や保護者に対して、より適切で丁寧な対応を行うことが必要であったのではないかと考えております。結果として、対応の過程において、保護者や児童本人に対し、後々影響を及ぼすような状況も生じたところでございます。そのため、今後同様の事故等が発生した際には、学校として事故の状況を適切に把握したうえで、早期に誠意をもって対応していくことが重要であると考えております。

一番委員

そうすると、学校側に落ち度があったから、今回は保険以外のお金を出したということになりますと、今度はこれを他のところに伝わった際の適切な支出だったのかというようなことがかえって問題になりはしないかと心配することと、保険が効かないところにお金を出したということ自体が、今回、問題なので、保険の範囲を広げて対応しておくとか、そういうふうなことをしたほうがよろしいのではないのでしょうか。例えば、交通

費を出したとかいうことについては、当然、保険で賄われるべきものは交通費を出すべきであって、それがカバーできなければ、そういうことをカバーできる保険に広げるだとか、要は再発を阻止したほうがよろしいのではないかと思います、如何でしょうか。

学校教育課長

学校におけるスポーツ振興センターの保険につきましては、実際に発生した怪我の治療費に関する部分について適用されており、その範囲については既に保険により対応が行われております。スポーツ振興センターの保険は、あくまで怪我の治療に直接かかる費用を対象とする制度であり、その補償範囲は一定程度限定されております。

本件につきましては、治療が終了した後に、保護者から治療費以外の部分について何らかの補償ができないかのご要望がありました。具体的には、通院等に伴う交通費などの費用についての補償の可否でございます。

そのため、全国市長会の学校賠償責任保険の適用が可能かどうかを確認したところ、保険会社による審査が行われ、その結果、一定額の補償が認められることとなりました。また、弁護士にも相談し、一般的な相場や妥当な金額について事前に確認を行ったうえで、各項目の算定を行っております。

その結果、最終的な賠償額は464,674円と算定され、この金額が妥当であるとの判断に至りました。なお、当該児童の保護者は代理人を通じて対応されており、その代理人との協議の結果、最終的にこの金額で示談が成立したという経緯でございます。

一番委員

経緯はよく分かるのですが、大分市民からすると、この46万円というのは何に対してお出したのでしょうか。精神的なものとかですか。治療費は保険から出たのですよね。

学校教育課長

確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

教育長

詳細が分かりましたら、お願いいたします。

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項8点目「令和7年度12月補正予算について」ご報告申し上げます。

教育委員会所管分の12月補正額は、

3億3,477万3千円の増で、補正後の額は、

204億1,040万4千円となっております。

内容につきましては、令和7年11月定例の本委員会でご説明し、ご決定をいただいたとおりでございます。

補正予算案は、市全体として原案どおり可決され、成立いたしましたことをご報告申し上げます。

説明は以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育部長

報告事項9点目「令和7年第4回市議会定例会における質問・答弁事項について」ご報告申し上げます。

(概要について説明)

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これより秘密会となり事務局が退出いたしますが、委員の皆様から他に何かございませんか。

五番委員

11月28日に岡山で研修会がありまして、その中で不登校と特別支援に関して文科省からご説明があったのですが、各教育委員会のそれぞれの学校でどんな合理的配慮をやっているかということをお場で審議してほしいということがありました。これまで個人的に何人かの先生に聞いたのですが、よく分かってないことが1点ありまして、小学校と中学校の特別支援の申請から実施までの手続きについてです。高等学校では入学時点で本人と保護者宛てに合意的配慮が必要ですかと説明があるのですが、小学校とか中学校はどんなふうになっているのでしょうか。ご本人さんとか親御さんから自発的に申請があつて、なのでしょうか。それに対してどんな風に各学校か若しくは市として推進ガイドラインとかを作っているのかについて教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

教育センター所長

市内の小学校、中学校における合理的配慮の部分につきましては、適正

就学指導委員会等を経、就学指導を行った後に、各学校に対して、例えば特別支援学校とか、特別支援学級が決まった児童生徒に対しては、校長と保護者が面談、また事務局等が入る場合もございますが、そういった協議を経て、個別の指導計画等に落とし込む中で、合理的配慮について計画を立てて、実施をしているという状況でございます。

五番委員

私も長く市の教育委員会に携わっているので、それは知っています。そうではなくて、支援学級とか、支援学校とか、通級も含めて、そこでない通常学級にて何らかの支援が必要ということについてです。例えば大分大学では座席を出口に近いところにしてほしいというのが一番多いです。アクティブラーニングの時代ですけど、それは苦手だとか、そういうディスカッションをするときに配慮してほしいとか、そういった所謂、通常学級のこどもたちのなかの件です。

教育センター所長

通常の学級における合理的配慮につきましては、本市ではこれまで、特別支援学級の担任や特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修を数多く実施しておりますが、最近の状況を踏まえると、通常の学級においても配慮が必要な場面が増えてきていると認識しておりますことから、例えば夏季には「通常の学級における特別支援教育研修」を実施し、委員がおっしゃったような合理的配慮の具体例についても情報提供を行っております。また、研修で得た内容については各学校に持ち帰り、校内研修等を通じて共有・還元し、学校全体で理解を深めていく取組を進めているところでございます。

五番委員

それはとても大切な取組だと思います。ただ、それは教師の視点ですよ。今、問題は合理的配慮の申請についてで、教師のほうから「君には配慮が必要だ。」ということもあるかもしれませんが、小学生だと本人からはなかなか難しいですから、保護者から相談がありますよね。通常、合理的配慮というのは本人若しくは代理人が申請しておくのが通常ですが、難しいから、その辺の手続き、手順が保護者にもし必要であったらこういう手順で出来ますという通知が行っているとか、統一されたものがあるのかどうか、それをお聞きしたいと思っております。

教育センター所長

正式な文章での通知の提供は行っておりません。

五番委員

他の市町村や県外がどうしているかなのですが、理想的に言えば、合理的配慮の申請が出来るということの教育も含めて児童生徒がそういったことがある、そこについてどんな手順で本人等にそういった申請が出来るということ、場合によっては、高校に入って初めてそういう通知があったということも多くの子供さんや保護者が知るという状況です。その先のところをたぶん中学校とか小学校でも困っている方がいらっしゃると思います。大学にもたくさんいまして、今うちの大学の全ての授業の2割は合理的配慮の申請があっただけで、九州大学など、多くの大学がそうになっています。車椅子であるとかいう大きな話ではなくて、先ほど申しあげたとおり座席の位置だとか、ディスカッションや議論の時間など、いろんなことがあるわけですが、むしろそちらのほうが多いです。なかにはレポートを出すのに期限を守れないADHDの傾向があっただけで、不注意だとかそういった例もあるのですが、見えにくいですね、そこまでいなくても、そういったちょっとしたことで学校生活が楽になるというのもけっこう多いです。そういったことを含めて検討が必要ではないかと思っています。大変難しいことではあると思いますが、他の市町村のこともどうしているか調べていただければと思います。

教育長

例えばですが、教室の前のほうにいろんな掲示物が貼ってあったりすると、こどもが集中できないから、時間割など貼ってあるものを無くすと、こどもが集中できる、そういった対応をとる学校も多いのですが、そういった申請が出てきて、個別に対応するとか学校というのはそういった仕組みになっていたりするのでしょうか。例えば、文字が読みにくい子、識字が非常に難しい子は緑色に変えると、読みやすくなるというようなそういった合理的配慮が出来たりするのですが、そういう場合、申請があがってきて、それで学校側で対応するというスキームになっているのかどうかというところが分かりますか。

教育センター所長

具体的な文章等でのやり取りの申請の形はとっておりませんが、先ほど申し上げました保護者と学校とが協議をしながら、保護者の意向、要望、それから学校の気付き等で、例えば「こういった配慮をしてほしい」とか、「こういったことをしていきましょう」というような要望や提案が

適宜ある中で、対応しているという状況でございます。

教育長

個別支援計画の中で反映させていくということになっているということですか。聞き取りをしながら対応ということですね。

教育センター所長

そうでございます。

五番委員

通常の学級の子でも教師が気付く、保護者から自発的にきた場合には個別の支援計画の中に反映していただけるということは、とてもいいことだと思うのですが、そういう機会があるということを知らない保護者若しくは本人、また知っていても遠慮してしまうという、学校に迷惑をかけたら申し訳ない、気付かれたらどうしようとかいろいろあると思うのですが、そういったところの問題まできているのかなと思っています。学校主体ということも大切なのですが、本人たちの学習保障という意味ではご検討いただければと思います。

一番委員

20歳のつどいのことで、18歳が成人で、20歳が昔、成人式でしたけど、概ね20歳で集まろうということで、集まる場を大分市が作る、集まって久しぶりだとか、酒飲みに行こうとかが昼間から始まる、大分市はどうか分かりませんが、式典の最中から騒いでいるとか、市長さんの話を聞いてないとか、そもそも成人式でもないし、ただ集まる場を提供しているというのであれば、そういうふうになりがちだと思います。実際、大分市の場合、去年までどうだったかということをお伺いしたいのと、もし、そういう場が必要だということであるならば、何か目的というかテーマというか、今年はこのことのために集まって何かしようと思いましたが何かしていかないと、もし私が市長さんだったり、廣津留さんだったりしたら、何を喋ろうかなと思うと思います。「20歳の皆さんおめでとうございます。これから社会にでて……。」ということを毎年同じことを喋っているのなら、本当にやる意味があるのかと、ましてや国歌斉唱、市歌斉唱、本当に目的が無いなかでもどうなのかなと疑問に思ったのですが、その辺り、どなたにお尋ねしていいか分からないですが、お願いします。

次長兼

20歳のつどいですが、昨年は3,800名の参加がありました。

社会教育課長

式典も形式化しているところもあるのですが、実行委員会として今年だ

と20歳になった若者9名が集まって、自ら自分たちの同世代が楽しんでくれる企画は何かなというところを企画する中で、スライドの上映とか自分たちの世代に添ったゲストを呼びたいということで今年度の廣津留さんが選ばれた訳ですけども、大人たちが押し付けた行事ではなくて、20歳の世代の人たちが考えた企画になっているところがあります。それから先ほどの説明で申し上げたとおり、北側の広場では中学校ごとのブースを設けて、そこに卒業生が集まって、久しぶりに会った友人たちと語り合うというような機会も設けていますし、20歳のつどいというのは重要なイベントである、ということで毎年企画しているところでございます。私の息子も20歳のときに20歳のつどいが行われる予定だったのですが、コロナで中止になりまして、私共のこどものときは20歳につどいはございませんでした。今でもこの時期、お正月に帰って来ると、自分たちもやりたかったという話をしておりますので、20歳の節目として、成人の人たちも期待しているのかと思います。

一番委員

私の息子も今年20歳で、これに参加させていただくということで期待しているのですが、すること自体は皆さん、心待ちにしている方も多いと思いますし、例えば大分県の人口の減りですね、多くの学生がそのまま都会に就職する、やはり大分で働きたいと思えるような催し物をするだとか、毎年同じでなくてもいいと思うのですが、もちろん今のお話で若い方が中心となって企画して、皆さんが楽しめるような企画をしていく、それはもちろん良いと思います。それでしたら、そういったことを前面に出していくとか、何か皆さんが行ってよかったと思えるような、仲間で久しぶりだねというだけでなく、何かもう一つ工夫があると毎年変わって良いのではないかという感想でございました。

四番委員

20歳のつどいには、ほぼ毎年参加させていただいているのですが、高校を卒業されて2年くらい経っているなかで、近況報告会というか、同窓会という形で、中学校ブースが北側に出ていますので、なかなか会場のほうに入っただけなこと、堂々と途中退席していくのを、これが20歳かということを目の当たりにしております。せっかく大学2年生が集まっているので、大学生に限らず、お仕事されている方もいるのですけ

ど、もう少しビジネスのコーディネートの要素が入ってきても、これから働くわけですから、大分から何かを発信するとか、そういった場になっていってもいいのかなど、働いている人たちはそこでビジネスチャンスを広げればと思いますし、新しい人がどんどん入ってきて、住民の方でも参加できますということになれば、より人を動かす場になっていったらいいのかなという思いがあります。私もこどもが参加して楽しかったという話は聞きましたが、女の子は大変そうでした。衣装の準備と、髪を朝早くから、美容院を2年前ぐらいからおさえて、夕方は2次会、3次会を中学校、高校での集まりがあつたりして、経済的な負担は年々大きいのかなという感じは受けております。

五番委員

気になっていることが1点あって、文科省から部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的ガイドラインが発出されたという地域展開です。今回目立つのは教師等の兼業を推進するような形で、書式も文科省からこういうのを使ったらどうかというのが出ておまして、兼業ですから、部活動をしたいという先生たちもいらっしゃるでしょうし、兼業として公務として認められるわけですからいいとは思いますが、学校によってはどうしてもこどもたちは期待するけれど、地域の指導者がいないという声が国にあがっていて、教師を使いましょうというふうに見えてしまうところがあって、大分市の場合は指導者のスタンスを間違えるとよくないかなというところで、教員等の部活動の兼業の推進についてどのように考えているか聞かせていただきたいと思います。

体育保健課長

地域展開につきましては、これまで2年間にわたり検討委員会を開催し、基本的な方向性を整理してまいりました。その後、今年8月からは推進委員会を設置し、具体的な検討を進めているところでございます。

また、教員の兼業につきましては、検討委員会の段階で教職員アンケートを実施し、地域移行後も指導に関わりたいかどうかについて意向を確認いたしました。その結果、約2割程度の教職員が引き続き関わりたいとの希望を示している状況でございます。

本市の基本的な考え方としましては、教員に対して兼業を強制することは一切考えておりません。あくまで希望する方について、兼業の在り方や

制度の整備を進めていきたいと考えております。

また、本市では現在の部活動においても、外部指導者や部活動指導員を一定程度配置しております。今後につきましては、こうした方々と連携しながら、地域の指導者と学校部活動の取組を統合的に進めていくことにより、さまざまな方策を用いて指導者の確保に努めていく方向で、推進委員会において検討を進めているところでございます。

五番委員

いろいろな外部指導者を積極的に活用していく方向でお願いします。そうしないと子どもが望んでいる部活がある、でも誰もいないからお願いしなすだと、人がいい方がそれを引きうけて、人がいい方はたくさん仕事もしているのです、偏りもよくないと思いますから、是非お願いします。

教育長

先ほど、20歳のつどいについては、大分市の場合、8割とかなり高い参加率になります。来た人たちには何らかの付加価値がある企画というのでも改めて考えてみては如何かなと思います。

学校教育課長

先ほどの損害賠償請求のご質問ですが、保険につきましては、学校内で発生した事故に関する治療費については、スポーツ振興センターの保険に加入しており、その範囲で対応しております。ただし、この制度には損害賠償金に関する補償が含まれていない状況となっております。

今回の事案につきましては、当該教員個人に対して賠償責任を問うことはできないため、市に過失があるものとして対応することとなり、全国市長会の損害保険を適用する形となりました。

今後、このような事故に対する補償の在り方について、他にどのような保険制度で対応できるのかについては、改めて確認していく必要があると考えております。現時点で直ちに制度の改訂が可能かどうかは判断できませんが、今回の事例を踏まえ、今後の対応の在り方については教育委員会としても検討してまいりたいと考えております。

教育長

それでは次に、教議第65号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」を議題といたします。

なお、これより秘密会の審議となります。

傍聴の方はご退席ください。

教育総務課長

教議第65号は、人事に関する案件でありますことから、審議に入る前

に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

学校教育課長

その前に教育長、先ほどの保険の件について、よろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

学校教育課長

損害保険についてですが、今回につきましては、全国市長会の学校災害賠償補償保険を適用し、そこから支払いを行っているというものでございます。

スポーツ振興センターの保険では、怪我に関する治療費等については対応できますが、それで賄いきれない部分については補償の対象外となります。そのため、本件につきましては、そうした部分に対応する保険として、市が加入している全国市長会の保険を適用し、そこから支払いを行っているという形になります。

なお、教員個人が賠償責任に関する保険に加入しているというものではございません。今回の対応は、市が加入している保険により補償を行ったものでございます。

一番委員

そうしますと先ほどの46万円というのは保険会社から払われたということですか。

学校教育課長

市が入っている全国市長会の保険から支払われております。

一番委員

保険から払ったのであれば、保険料が毎年上がるわけではないはずですから、何も心配することではないのではないのでしょうか。「保険から充当しました（ちなみに保険の充当は46万円でした）。」でいいような気がします。

教育部長

この報告の仕方が、教育委員会に限らず、議会に出すときのフォーマットになっておりまして、ほとんどの場合が保険に加入している分から補填がされているというところがほぼ大半でございまして、少し見にくいというところは、ご指摘御もっともではございますけども。

一番委員

そうしますと、全国市長会若しくは全国何とか組合から支給されましたというのが先にあるといいと思うのですけど。

教育部長

補足して説明するのは必要なと思います。ただ、保険から出たにしても、あくまで保険で補填されたということであって、大分市が賠償を払っ

たことはある意味、間違いないです。ただ実損はないということで、保険料は払っているけど、この損害賠償は保険から補填されていますと。ただ、一義的には大分市の責任ですということで、こういう文面になっているところです。

一番委員

次回あった場合も保険で払われるからということなのですね。そうなる
とまた別の問題がありまして、要は別の保険があるから保険を出せとかに
なりますよね。

教育部長

保険もある程度、こういうのにはいくら出せるというのが、ほぼ決まっ
ておりますので、さっきもあったように通院1日あたり慰謝料がいくらで
あるとかいう基準が保険会社でありまして、それで計算をしているという
ところであります。

一番委員

わかりました。

教育総務課長

それでは、議案説明の前に議案書をお配りしたいのですがよろしいでし
ょうか。

教育長

どうぞ。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第65号は原案のとおり決定する。)

教育長尾

それでは次に、教議第66号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置
について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第66号は原案のとおり決定する。)

教育長

それでは次に、教議第67号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置
について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第67号は原案のとおり決定する。)

教育長

それでは次に、教議第68号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置
について」を議題といたします。

(議案審議の結果、教議第68号は原案のとおり決定する。)

教育総務課長

それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

以上で予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございません

美術振興課長

か。

(お知らせ)

特別展「20世紀北欧デザインの巨匠 スティグ・リンドベリ展」について

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育総務課長

1月の教育委員会の日程につきまして調整をお願いいたします。

まず、令和8年1月23日金曜日の午前中には、JX金属関崎みらい海星館の視察を計画しております。

詳細につきましては、後日、担当からご連絡いたします。

また、1月28日水曜日の午後3時から定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

また、本日の会議終了後は、報告がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

なお、先ほどの提案理由の修正につきましては、事務局のほうで案を作成させていただきまして、委員の皆さんにご提案させていただくやり方、過去の例も含めまして、1回検討させていただきたいと思います。そのうえで、委員の皆様にもまたお示しをさせていただきたいですので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に事務局から何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時00分 閉会)